

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2435号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



春景色

もくじ

情 随 情 政 政

報 想 報 策 策

起債制限比率が一〇年連続上昇〓平成十五年版地方財政白書(解説).....	(2)
「三位一体改革」で検討試案〓地方制度調査会.....	(5)
カプセルNOW&NEW.....	(9)
パストラルシティの実現を目指して.....	(10)
山梨県町村会長・豊富村長 萩原幸男.....	(11)

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

地域再活性化のためのNPOやコミュニティビジネスの活動が盛んになっている。こうした運動が日本社会に定着し、発展するための力ぎは、「連帯」だと思ふ。

「連帯」だと思ふ。ロンドンのターミナルの一つ、ウオーターloo駅から歩いてほんの二、三分のところにあるビルを覗いてみよう。二階に上がると南北に一〇〇メートル余り、幅四〇メートルほどの見通しのきくフロアがあり、その真ん中の通路の両側にオフィスが連なっている。仕切りは本棚が胸までのパティションだけ、一見すると一つの会社のようだ。実は全て別々の団体の本部なのだ。

オープンスペースに共棲することで、目的も毛色も違う団体が互いに「触媒」として刺激しあい、化学反応を起こして、新しい知恵を生み出すのが狙いだ。それぞれのニーズ、パワー、ネットワークが有機的に生きる。一五ほどの団体の中には、青少年のための参加型のチャリティー団体があるかと思えば、地域社会再生のプランをテーマで提案するシンクタンク、さらには崩壊家庭を支援するグループ、学校改革を

地域再生は連帯から

NHK国際放送局長

今井 義典

このビルからイギリスの露ケ関、ホワイトホールまで、テムズ川の橋を渡ればほんの数分で行ける。国の政策への影響力がうかがえる。イギリス全土に広がっている七〇〇ほどの団体とインターネットでつながっていて、地域レベルのノウハウを共有し、支援しあうネットワークもできている。

遅々として進まない「政治家」主導の構造改革に痺れを切らして、「民主主義で、草の根から社会を改革し再活性化しようとする動きが世界で進んでいる。

平成15年版

地方財政白書

〔解説〕

起債制限比率が10年連続上昇

総務省は3月28日、平成15年版の地方財政白書をまとめた。

平成13年度の地方財政を分析した。それによると、決算規模は投資的経費の減少などから2年連続して前年度を下回り、実質収支も黒字となったが、赤字団体は3団体増えて26団体に増加。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が3年ぶりに上昇し、起債制限比率も11・6%と10年連続して上昇。さらに、借入金残高は187兆円に増加した。

このため、白書は、13年度の地方財政は「極めて厳しい状況にある」と指摘し、「今後の起債残高の増大で財政構造の硬直化が一層強まること懸念される」とした。

平成13年度の決算規模(普通会計)は、歳入100兆41億円、歳出97兆4、317億円で、前年度に比べそれぞれ0・3%、0・2%減少した。2年連続して前年度を下回った。これは、歳出では投資的経費が減少、歳入では普通建設事業費の財源となる国庫支出金などが減少したことが主な要因。この結果、実質収支は1兆1、319億円の黒字となった。

字で、昭和31年度以降黒字が続いている。しかし、赤字団体は、前年度より3団体増えて1府(大阪府)・25市町村の合計26団体となった。17団体(1府、16市町村)が引き続き赤字で、新たに9団体(7市町、2一部事務組合)が赤字となった。

一般財源比率が57%に低下

歳入の内訳を見ると、地方税は35兆5、488億円で、前年度よりわずか(23億円)に増えた。都道府県からの法人事業税等が前年度に引き続き

増加し、固定資産税も増加(同1・2%増)に転じたため。その一方で、住民税の個人分(前年度比0・8%減)、同利子割(同8・3%減)が減少した。また、地方交付税は20兆3、498億円で、前年度比6・6%減。地方特例交付金も9、018億円と同1・3%減となった。この結果、一般財源は57兆4、243億円、同2・4%減となった。

国庫支出金は、14兆5、501億円、同0・7%増となった。普通建設事業費支出金(5兆1、592億円、同7・1%減)が減少する中、国の補正予算による緊急地域雇用創出特別交付金等が増えたため。また、地方債は11兆8、156億円で、同6・3%増となった。臨時財政対策債(赤字地方債)の増発によるもので、これを除くと同4・7%減となる。

歳入総額に占める割合は、地方税が35・5%と前年度より0・1ポイント上昇したが、地方交付税は20・3%で、前年度より1・4ポイント低下した。このため、平成8年度から上昇傾向にあった一般財源比率は

57・4%と前年度より1・3ポイント低下した。国庫支出金は14・5%で、前年度より0・1ポイント上昇。うち普通建設事業費支出金は5・2%で前年度より0・3ポイント低下した。一方、地方債は11・8%で前年度より0・7ポイント上昇している。なお、都道府県は地方税32・3%、地方交付税20・5%、国庫支出金17・8%の順で、市町村は地方税34・3%、地方交付税17・5%、地方債10・1%の順で高い。

歳出の内訳をみると、義務的経費は46兆1、337億円で、同1・8%増となった。人件費(26兆8、383億円)が職員給の減少などで0・1%減ったものの、扶助費(6兆4、746億円)が生活保護費の増などで6・2%増加、公債費(12兆8、207億円)も地方債の元利償還金の増などにより3・8%増えたため。一方、投資的経費は、その大部分を占める普通建設事業費が22兆5、312億円で、前年度より5・7%減少。うち、補助事業費(9兆9、588億円)、単独事業費(11兆546億円)もそれぞれ5・3%、6・8%減少した。その他の経費も物件費や補助費、繰出金などの増加で28兆3、252億円、同1・7%増となった。

構成比は、義務的経費が47・3%と前年度より0・9ポイント上昇した。うち、扶助費は6・6%、公債費は13・2%で、前年度よりそれぞれ0・4ポイント、0・6ポイント上昇した。一方、普通建設事業費は

政 策

表1 市町村の規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	1団体当たり		人口1人当たり	
	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円
大 都 市	8,280	8,181	516	510
中 核 市	1,617	1,570	372	361
特 例 市	929	910	340	333
中 都 市	593	577	323	314
小 都 市	199	194	387	376
町 村(人口1万人以上)	74	71	393	378
町 村(人口1万人未満)	40	39	758	732

表2 市町村数の規模別経常収支比率の状況

区 分	経常収支比率	うち人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	その他
大 都 市	90.3	29.2	12.8	9.0	11.2	21.7	6.4
中 核 市	80.5	27.9	12.2	7.6	6.0	18.0	8.8
特 例 市	86.2	31.7	12.9	6.6	8.7	16.8	9.5
中 都 市	84.9	31.1	14.3	6.3	8.2	16.0	9.0
小 都 市	85.1	29.8	12.0	5.3	11.1	17.8	9.1
町 村(人口1万人以上)	80.6	27.6	12.2	2.6	13.6	16.4	8.2
町 村(人口1万人未満)	83.0	28.2	10.5	1.7	12.3	22.9	7.4

(注) 比率は、加重平均である。

表3 市町村の規模別起債制限比率の状況

区 分	大都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町 村	町 村
						(人口1万人以上)	(人口1万人未満)
	%	%	%	%	%	%	%
平成13年度	14.6	11.3	11.0	10.5	10.6	8.6	9.6
平成12年度	14.2	11.3	11.6	10.6	10.7	8.7	9.6

(注) 比率は、加重平均である。

なお、財政力指数は、特例市の0.84をトップに、中都市0.82、大都市0.78、中核市0.77、小都市0.58となっているが、1万人以上町村は0.48、1万人未満町村は0.24と、いずれも0.5を割っている。また、標準財政規模に対する実質収支の割合である実質収支比率は、1万人以上町村が5.0%でトップ。以下、1万人未満町村4.9%、小都市3.5%、中都市3.3%、中核市2.7%、特例市2.3%、大

23.1%で前年度より1.4ポイント低下。うち補助事業費は10.2%、単独事業費は11.3%で、前年度よりそれぞれ0.6ポイント、0.8ポイント低下した。なお、人件費は都道府県(29.9%)が市町村(21.5%)を上回っている一方、扶助費は市町村(9.8%)が都道府県(2.7%)を、単独事業も市町村(12.9%)が都道府県(9.1%)をそれぞれ上回っている。

経常収支比率が増加に

財政構造の弾力性をみると、経常収支比率は、前年度より1.1%上昇して87.5%となった。うち人件費分は36.8%、公債費分は20.3%で、公債費分の上昇が目立つ。都道府県が90.5%、市町村が84.6%で、それぞれ1.2ポイント、1.0ポイント上昇した。なお、一般的に望ましいとされる75%を超えてい

る団体が、都道府県は全団体、市町村も89.2%を占めている。また、公債費負担比率は前年度より0.7ポイント上昇の18.4%に、起債制限比率も0.3ポイント上昇の11.6%となった。いずれも10年連続の上昇。起債制限比率15%以上の団体が都道府県では6団体(12.8%)に、市町村も113団体(3.5%)に増えた。

市町村別の財政状況

財政状況を市町村の規模別にみると、歳出決算(表1)は、1団体当たりでは、大都市の8、181億円をトップに、中核市1、570億円、特例市910億円、中都市577億円、小都市194億円と続き、1万人以上町村の71億円、1万人未満町村の39億円を大きく上回っている。人口規模と事務権限等に比例しているが、これを人口1人当たりで見ると、大都市が51万円と高くなっているもの、他の都市では31〜38万円とほぼ等しくなっている。また、1万人以上町村も38万円とほぼ市並みとなっているが、1万人未満町村だけが73万円と高くなっている。

増の130兆8、784億円となった。これに交付税特別会計借入金残高28兆5、303億円、企業債現在高28兆3、228億円を加えた普通会計が負担すべき借入金残高は前年度より3.5%増加して187兆7、315.5億円に増えた。

政 策

都市0・2%となっている。

歳入決算の内訳をみると、地方税の構成比は、大都市の46・9%が最も高く、次いで、特例市46・0%、中核市42・6%、大都市38・9%、小都市33・8%と続き、1万人以上町村は28・6%、1万人未満町村は12・6%となっている。人口規模が小さくなるほど低いが、特に構成比10%未満が、1万人未満町村では48・4%と約半数を占め、1万人以上町村でも29・6%ある。なお、1万人以上町村では地方税50%以上の富裕団体も6・0%ある。また、地方交付税の構成比は、1万人未満町村が43・3%と最も高く、次いで、1万人以上町村29・5%、小都市21・6%、中核市11・6%、中都市9・3%、大都市8・4%、特例市8・2%と、ほぼ人口規模に比例して地方交付税の依存が高くなっている。

一方、国庫支出金の構成比は大都市の12・1%をトップに、中核市11・6%、特例市10・5%、中都市9・5%、小都市9・1%、1万人以上町村5・8%、1万人未満町村5・7%と、規模と権能が大きいほど割合が高くなっている。これに対し、都道府県支出金の構成比は、1万人未満町村が8・2%で最も高く、以下、1万人以上町村5・8%、小都市5・1%、中都市4・5%、特例市3・9%、中核市2・4%、大都市1・3%と、国庫支出金とは逆の傾向を示している。

なお、地方債の構成比は、1万人未満町村が11・8%で最も高く、次いで、大都市11・6%、小都市9・8%、中核市9・5%、特例市9・3%、1万人以上町村9・3%、中都市8・1%となっており、大都市と1万人未満町村で地方債依存度が高い。

歳入をみると、普通建設事業費(全市町村平均21・2%)は、1万人未満町村が26・5%で最も高く、1万人以上町村22・5%、中核市21・9%でも平均を上回り、逆に、中都市の18・3%を筆頭に、特例市18・9%、大都市19・8%、小都市21・2%で平均を下回っている。なお、単独事業費の割合は、1万人以上町村と中核市の14・5%が最も高く、大都市の11・2%が最低。1万人未満町村は14・0%となっている。また、人件費は全市町村平均(20・1%)に対し、中都市が22・4%と最も高く、次いで特例市22・1%、小都市20・9%など中・小都市で割合が高い。逆に、大都市の17・2%を筆頭に、1万人未満町村も18・8%と低く、1万人以上町村は20・7%と中・小都市並みとなっている。扶助費は全市町村平均(9・6%)に対し、中核市13・1%、大都市12・6%、特例市12・5%などで高く、1万人以上町村5・0%、1万人未満町村2・8%で低い。町村の生活保護費等を都道府県が負担しているため。

なお、財政構造の弾力性をみると、経常収支比率(表2)は、大都市が90・3%で最も高く、以下、特例市86・2%、小都市85・1%、中

都市84・9%、1万人未満町村83・0%、1万人以上町村80・6%と続き、中核市が80・5%と最も低い。町村で低いのは扶助費等の割合が低いため。また、同比率90%以上が大都市と中核市では50%あるほか、小都市も22・2%、特例市も20・0%ある。1万人未満町村も15・8%あるが、1万人以上町村は6・0%と低い。

一方、公債費負担比率は、1万人未満町村が19・8%と最も高く、次いで、大都市19・4%、中核市16・9%、小都市15・6%、特例市14・9%、1万人以上町村14・7%と続き、中都市が14・3%で最も低い。また、起債制限比率(表3)は、大都市が14・6%で最も高く、以下、中核市11・3%、特例市11・0%、小都市10・6%、中都市10・5%、1万人未満町村9・6%と続き、1万人以上町村が8・6%で最も低い。うち、同比率15%以上は、特例市では全団体が15%以上で、その他、中核市、中都市も6割が15%以上。1万人以上町村は33・1%、1万人未満町村は5・0%と低い。

なお、将来にわたる財政負担の占める割合(標準財政規模比)をみると、大都市が32・5%で最も高く、以下、中核市18・6%、特例市18・0%、小都市16・8%、中都市16・1%、1万人未満町村15・4%、1万人以上町村12・4%となっている。

(自治日報記者 井田正夫)

損害保険

代理店

株式会社 千(ちさと)里

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国24か所)

政 策

地方制度調査会

「三位一体改革」で検討試案

神野東大大学院教授が提示

第27次地方制度調査会専門小委員会（小委員長・松本英昭自治総合センター理事長）は、3月27日に会合を開き、神野直彦委員（東京大学大学院教授）の提案した「三位一体改革の検討試案」について議論した。

この日神野委員が示した提案は、地方の歳出と歳入の乖離を縮小し、住民の受益と負担の関係を明確化するため、地方税源を充実化することが三位一体改革の軸であるなどとしている。

試案の内容は次の通り。

分権型社会における

地方税財政（メモ）

三位一体改革の検討試案

1、三位一体改革の基本的な考え方

1・1 地方税財政改革の基本方針

(1) 「ゆとりと豊かさの実感できる」社会を実現するために、地方分権を推進しようとするれば、行政面ばかりでなく財政面でも、地方自治体が住民の意志に基づいて自己決定できる財政制度を確立しなければならない。

(2) 国民の将来不安を解消し、新たな経済活動にチャレンジできるようにするために、対人社会サービスを中心に、地方自治体の提供する公共サービスへのニーズが高まっているが、そうしたニーズに対応して有効に効率的に機能する地方自治体の財政を確立する必要がある。

(3) 地域社会のニーズに有効に対応する公共サービスを供給するには、遠い政府が決定するのではなく、身近な政府（地方自治体）が住民の意志決定に基づく公共サービスが供給できるように地方自治体の財政が必要で

ある。

(4) そのためには、地方自治体に割り当てられた行政任務が確実に遂行できるように、地方税の課税権が設定されていなければならない。

(5) 地方自治体に配分される税源あるいは課税権が拡大することによって、地方自治体が自立すればするほど、地方自治体間の相互理解・協力のもとに、一定レベルの行政水準を保障しあう財政調整が有効に機能するようにしていかなければならない。

(6) 住民に身近な公共サービスを提供するという地方自治体の本来の任務を、効率的に遂行できるようにするために、本来、国の任務である減税や公共投資等の景気対策の影響を地方自治体の財政が受けることのないようにすることが必要である。

1・2 三位一体改革の具体的な進め方

1・2・1 基本的シナリオ

(1) 地方自治体が住民意志に基づい

て、地方自治体の財政を自己決定できるように、地方の歳出規模と地方税収との乖離を縮小し、住民の受益と負担の対応関係を明確化するため、地方税源を充実強化する改革が三位一体改革の軸となるべきである。

(2) 地方自治体が住民ニーズに対応した公共サービスを供給できるように、実質的な政策決定の自由を与えるため、歳出面で国庫補助負担金の廃止・縮減、事務事業への義務付け・枠付けの見直しを行うとともに、歳入面では国庫補助負担金の廃止・縮減により地方歳入に占める一般財源の割合を高めるべきである。

(3) 一般財源の割合を高めるに際し、受益と負担の明確化を図り、地方自治体の自己決定権を強化するため、地方税収入の割合を高め、地方交付税への依存度を低下させるべきである。

(4) このような改革は、税源移譲による税源配分の抜本的な見直しを軸としながら、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の改革を相互に有機的に関連付けて、三位一体で行われる必要がある。

1・2・2 機軸としての税源配分の抜本的な見直しの基本方針

(1) 国民さらには地域住民の自己決定権を強化するため、国民の少なくとも半分以上が、地方交付税に依存しない基礎的自治体で生活できるように、税源移譲を実施すべきである。

市区町村ベースで、不交付団体に我が国人口の50%程度が居住することを目標―現状の不交付団体居住人口は20%弱。

(2) 税源移譲を実施する際には、受益と負担の明確化を図るという趣旨から、市町村への税源移譲に重点を置くべきであり、少なくとも、政令指定都市や中核市、特例市といった拠点的な都市の相当部分が不交付団体となることを目指すべきである。

2、地方税源充実のための税源配分の抜本的な見直し

2.1 税源配分の基本的な考え方
(1) 地方税は応益原則に基づく租税を中心に構成し、応益的な累進的負担を求める租税は、国税にすることを原則とすべきである。

(2) 地方自治体が地域社会に公共サービスを提供する財源となる地方税は、その地方自治体で選挙権をもつものが負担する租税と、地方自治体が提供するサービスの受益者が負担する租税とで構成されるべきである。

(3) 地方税源の充実、基幹的税目の再配分を基本として検討すべきである。独自課税の創設や課税自主権の拡大による地方税源の充実は、補助的役割にとどめるべきである。

(4) 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する観点から、地域間の格差が小さく、景気の変動による税収への影響が小

さい租税は、地方税にすべきである。

(5) 地方税の課税ベースに相応しい税源であるが、偏在が大きく地方税にできない租税を次善の策として、地方交付税財源にする場合には、地方自治体共同の地方税源であることを法律上、明確にすべきである。

(6) 地方自治体に割り当てられる行政任務が高まっていくことに対応して、所得、消費、資産のバランスのとれた地方税源により、地方税収入を確保するため、基幹税目で国税と課税ベースを共有せざるをえない。そうだとすれば、国税と地方税の税源配分を適正化しつつ、課税ベースを共有する国税と地方税との円滑な課税調整(coordination)を実施しようとする

と、地方税の標準税率制度は、基本的に維持せざるをえない。
もちろん、地方分権を推進する観点から、一定の標準的な行政サービスが標準的な、税負担で受けられる地方行政制度をどの程度維持していくのかについて考慮しつつ、標準税率制度の在り方を論議することや、税目ごとに標準税率制度の意義、果たすべき役割に関して検討することも必要である。

2.2 税源移譲の具体的なシナリオ

2.2.1 個人所得課税の税源移譲

(1) 地方自治体の提供する公共サービスが、福祉・教育との相互扶助的対人社会サービスの供給に、重点をシ

フトしていくことを考えれば、累進税率をとっている個人住民税を比例税率として、所得税から個人住民税への税源移譲を行うべきである。
7対3の割合とされてきた国と地方の個人所得課税の配分割合は、国と地方自治体に配分されている行政任務を考えると、地方所得課税のウエイトを高めて4対6程度とすることが適切であり、少なくとも5対5とすべきである。

もちろん、個人住民税への比例税率の導入に際しては、所得税非課税世帯等低所得者層の税負担が増加することのないよう、適切な負担軽減措置を講ずる。

(2) 相互扶助的対人社会サービスの受益を、地域住民が相互扶助的に公平に負担を分かちあう観点から、各種控除を廃止し、個人住民税の課税ベースの拡大を図るべきである。

(3) 個人所得課税の累進部分は、現金給付を中心とした所得再配分を任務とする国に配分して国税とするが、生活保護等の所得再配分に地方自治体も一定の負担をしており、累進所得課税の一定割合を地方共同税として、地方交付税対象税目とする制度を維持すべきである。

(4) 税源移譲により、地方交付税に依存しない基礎的自治体で、より多くの国民が生活できるように、所得税から個人住民税への税源移譲は、国民に身近な基礎的自治体である市区町村へ傾斜配分すべきである。
もちろん、個人所得課税増税の際

には、住民税への傾斜配分が検討されるべきである。

2.2.2 地方消費税

消費型付加価値税も、相互扶助的な対人社会サービスの財源に適した税源であることから、国と地方の行政任務に対応して配分し直すことが必要である。そうした観点からすれば、消費税と地方消費税の比率は、4対6程度が適切であり、少なくとも、5対5とすべきである。

2.2.3 個別間接税

地域経済の動向に関連が深い個別間接税や、地方自治体間で偏在の少ない個別間接税は、税財源移譲の対象とすべきである。

2.2.4 相続税

相続税の課税対象である相続財産は、被相続者が地方自治体の行政サービス享受した結果と考えられるので、相続税の遺産税化を図りつつ、地方税として税源移譲をするか、その一部の地方譲与税化を図るべきである。税源移譲や譲与税化が実現できない場合でも、少なくとも相続税を地方交付税の対象税目とすることを検討すべきである。

2.3 税源移譲以外の地方税の見直し

(1) 世界的にみても固定資産税は、地方自治体の財源として、最も普遍的な税源であり、その継続的、安定的確保を図るべきである。

政 策

(2)法人事業税については、法人企業も地方自治体の公共サービスからの受益に応じた負担をする観点から、応益課税という性格を明確化して、負担の公平を実現するとともに、税収の安定化を図り、税収の偏在を是正するため、外形標準課税が導入されるべきである。

(3)環境行政の多くが地方自治体の手によって実施されることから、環境課税の導入の検討に当たっては、まず地方環境課税の導入を検討すべきである。

3、地方財政調整制度の改革

3.1 税財源配分と関連付けた地方交付税制度の改革

(1)地方交付税対象税目の対象部分、地方自治体間の相互理解・協力に基づく地方共同税であることを法律上明確にすることにより、実質的な水平的財政調整制度であることを明確化すべきである。

このため、地方交付税特別会計に地方交付税の財源を、国税収納整理資金から直入する制度を導入すべきである。

自立した地方自治体間の相互理解・協力に基づいて財政調整が実施されているという趣旨からすれば、地方交付税の配分に関して、地方自治体の意志を反映させる仕組みを強化すべきである。

なお、地方自治体間で直接財源を移転する水平調整は、日本の地方自治体の団体数を考えても不可能である(団体数で十数の単位までに限る)。

(2)税源配分の抜本的な見直しに合わせ、課税ベースとしては地方税源に相応しいが、税源の偏在が大きい租税を地方交付税の対象税目とするという考え方から、地方交付税の対象税目や地方交付税総額の決定方法を検討すべきである。

本来、地方税で地方行政の任務に対応した財源を確保することが望ましいが、地方自治体に多くの任務が割り当てられることを考えれば、偏在性のある税も地方交付税対象税目として地方共同税とせざるをえない。従って、地方税と地方交付税の合計額と国税の比率を、国と地方自治体の行政任務に対応させるべきである。

地方交付税が地方共同税と位置付けられることを踏まえ、地方交付税財源は、現在の特定税目の一定割合を法定する方法や特定税目の全部を対象とする等、地方共同税として明示的なルールによって決定される仕組みを基本とすることが必要である。

地方税、地方交付税等の一般財源が、標準的な地方自治体に付与され、行政任務を合理的に執行できる水準で確保されていることを、国民が客観的に確認できる仕組みが必要である。

また、大幅な財源不足が続いていることから、単年度ごとに財源を確保する措置が講じられているが、地方自治体の自主性・自立性を強化する観点から、中期的、制度的、安定的に財源を保障する本来の方式に移行することを検討すべきである。

税源移譲の具体的なシナリオで述べたとおり、地方交付税の対象税目について、国税・地方税の税源配分の抜本的な見直しに合わせて検討すべきである。

3.2 財源保障機能などの問題について

(1)地方自治体の事務事業を国が義務付けるのであれば、その財源は国が保障しなければならない。

(2)義務付けに関わらず、国は地方自治体を国民国家として統合していくため、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源保障を行う中央責任(Central responsibility)を有する。

◆参考)ヨーロッパ地方自治憲章

第9条

第1項 地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。

第2項 地方自治体の財源は、憲法及び法律によって付与された責務に相床するものでなければならない。

第5項 財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入及び財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとす。ただし、これは、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであつて

はならない。

(3)地方自治体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で、地方交付税の算定方法を見直すべきである。

事業費補正については、既に実施されている見直しの影響を見定めながら検討していくべきである。

段階的な見直しが実施されている段階補正については、その見直しを継続すべきである。

地方税の課税を強化している地方自治体は、課税の強化を必要とする程に財政需要が高いと、住民が判断していると考えられるので、多くの地方交付税の配分を受けられる仕組みを検討していくべきである。

(4)税源移譲に伴う地方税と地方交付税の割合に応じて、留保財源率の在り方について検討を行うべきである。

現在の地方税と地方交付税の割合を考えると、地方自治体の自主性・自立性を強化する観点から、留保財源率の引上げは有効である。

しかし、税源移譲によって、地方税の割合が相当程度高まることを考慮に入れば、これ以上の留保財源率の引上げを行うべきではなく、留保財源率の引下げ、税目に応じた留保財源率め設定等も検討されるべきである。

課税強化の有無に関わらず、経済情勢によって地方税が伸張り、留保財源が増加することが多いことに、留意すべきである。

政 策

(5) 税源移譲に伴って財政力格差が拡大するとともに、国庫補助負担金や地方譲与税などの配分の調整によって、対応することが可能であると考

4、国庫補助負担金制度の見直し
4.1 基本方針

(1) 国庫補助負担金による国の地方自治体に対する関与を廃止・縮減し、歳入・歳出の両面で地方自治体の自由度を高める観点から、行政任務に

(2) シヤウブ勧告に戻って、国庫負担金を削減の検討対象とすべきである。税源移譲による税源配分を機軸とする三位一体改革に当たっては

シャウブ勧告は、全額負担金(経費は全額国負担であって、施策は地方自治体が実施するもの)の廃止及び

◆(参考1)シヤウブ勧告抄

第一に、経費は全額政府負担であって、施策は地方自治体によること、全額補助金はこれを廃止すべきである。

自ら直接に施策を行うべきである。(中略)

第二に、一部補助金の総額はこれを削減されるべきである。(中略)補助金の中のあるもの、政府負担金と呼ばれるものは、ある種の施策は、一部は国家的利益をもち、一部は地方的利益をもちものであるという理由

◆(参考2)ヨーロッパ地方自治憲章 第9条第7項

地方自治体に対する補助金又は交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならぬ。

4.2 個別具体的アプローチ

(1) 義務教育費国庫負担金や保育所の保育費負担金などの相互扶助的対人社会サービス(生活保護関係等の現金給付に係るものは含まれない)に関する国庫補助負担金は、地方自治

改革実施に当たっては、経過措置が必要なものは、段階的に一般財源化を図るとしても、実施時期を明示した道筋を示すべきであり、三位一体改革として、税源移譲による税源配分の抜本的な見直しと、整合をと

(2) 公共事業関係については、地方自治体の自主性・自立性を強化するとともに、国と地方自治体間の行政責任明確化の原則に立つて、国庫補助負担金、直轄事業負担金を原則廃止し、純粹の直轄事業と単独事業に明確に切り分けていくべきである。

(3) 地方分権推進計画(閣議決定)、国と地方の基本方針(昨年末閣議報告)に沿って、奨励的補助金(地方分権推進計画で定められた例外とすべきものは除かれる)を中心に、国庫補助負担金の廃止・縮減の基準と各省庁ごとの数値目標を定め、一定期間内に抜本的な見直し(原則廃止、縮減)を図ることとし、このための具体的な計画を策定すべきである。

(4) 特に、地方分権推進計画に定められているように、職員設置費に係るもの、法施行事務費に係るもの、施設の運営費・設備整備費に係るものなど、地方自治体の事務として同化・定着したものに係る補助負担金その他零細なもの、低率補助に係るもの等については、速やかに一般財源化すべきである。

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
●お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
●当社による元本補てん、利益の補足はありません。
●お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時~午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

中央三井信託銀行

●信託・相続 ●不動産 ●ローン ●資産運用の総合コンサルタント



相続、安心。

遺言書作成のお手伝いから遺言書の保管、遺言の執行まで、ご意思を確実に実行いたします。中央三井の遺言信託

詳しくは窓口までお問い合わせください。

中央三井信託銀行 営業企画部 財産管理業務センター TEL.03-5232-3331

情 報

カプセル Now & New

行政経営理念を制定

岩手県 滝沢村
 村は、民間の経営手法などを活用して効率的な行政運営を図る「ニュー・パブリック・マネジメント」の導入に取り組んでおり、その一環として、村民を「顧客」と位置付け、「日本一顧客に近い行政」の実現を目指すため、基本方針となる行政経営理念を制定している。

インターネットプロバ

秋田県 大内町
 インターネットプロバイダーの業務を開始
 ケーブル回線を保有する「大内町ネットワークテレビジョン」を運営している町は、総務省東北総合通信局からインターネットプロバイダーの第一種電気通信事業者の認定を受け、五月から業務を開始する。自ら設置した通信回線を利用しインターネットへの接続を仲介する。

地ワインづくりを推進

栃木県 大平町
 町は、町で収穫した巨峰とベリーエーを使った地ワインづくりに乗り出している。昨年度は山梨県の醸造所で赤、白、ロゼのワインを合わせて約千本試作。町民などに試飲してもらい、アンケートを行った。今年度はその結果を踏まえ、ワインづくりを進めていく。

郵便局内に行政情報コーナーを設置

神奈川県 箱根町
 町は、町内の郵便局と同出張所の計十一か所に「行政情報

コーナー」を設けている。行政情報を町民に身近な郵便局で提供し、行政の透明性を高めるのがねらい。災害や交通規制などの発生情報のアクセスや、町の広報、予算、各種統計等のファイルなどを備えている。

生ごみ処理容器を無償配布

山梨県 上九一色村
 ごみ減量化を推進している村は、生ごみ処理容器を無償配布するなど、「生ごみゼロ運動」に取り組んでいる。生ごみ処理容器の配布に当たっては、全世帯に生ごみ処理容器の希望調査を実施し、三百八十五世帯にコンポストか生ごみ堆肥化バケツのどちらかを配布した。

子ども向け税金学習

石川県 山中町
 ホームページを開設
 町の租税教育推進協議会は、子どもたちに税金の知識や理解を深めてもらうため、税金学習のホームページ「税金がくしゅう教室」を開設している。町の歳入・歳出を棒グラフで解説したり、税金に関するクイズを出題するなど、税金の役割や使い道を分かりやすく説明している。

「町民参加条例」を施行

長野県 高森町
 町は、「住民自治が躍動する地域社会を築く」ことを目的にした「町民参加条例」を施行した。まちづくりへの町民の積極的な参加や自治組織への加入促進を規定するとともに、町の情報公開や審議会等へ公募の町民委員を加えていくよう努めるこ

などを盛り込んでいる。

田舎暮らしが体験でき

愛知県 額田町
 町では、地域活性化を図るため整備していた「千万町（ぜまんじょう）茅葺屋敷」がオープンした。屋敷は約三百年前に建てられた母屋と蔵、納屋などからなり、約四千平方mの棚田もある。田植えやこんにやく・味噌づくりなど四季を通じて農業や田舎暮らしが体験できる。

集会所を大学研究室に無償貸与

京都府 和知町
 町は、同町で研究を続けている近畿大学農学部国際食料流通研究室（池上甲一教授）の研究活動を支援するため、集会所「栃の木会館」を宿泊できるように改装し、光熱費のみの負担で研究室の学生などに無償貸与している。研究室と町民との交流の場としても期待されている。

メダカの生態が学べる

岡山県 建部町
 「メダカの学校」を開設
 町は、町観光公社に管理・運営を委託している複合施設「やはたの里」で、小学生を対象にメダカの生態が学べる「メダカの学校」を開いている。職員二人が常駐し、約一時間かけてメダカの生態や飼育方法、自然環境全般について解説している。

紙飛行機のメッパを

広島県 豊松村
 村は、村のシンボルである米見山頂上に高さ約二十六mのタワーを建設し、オープンさせ

た。タワーには展望室や展示室などを設け、住民の交流拠点、子どもたちの学習施設等として活用してもらう。また、紙飛行機の大会や教室を開き、全国の紙飛行機のメッパを目指していく。

高齢者向け町営住宅を

山口県 由宇町 建設
 町は、緊急警報装置などを備えた高齢者向け町営住宅（鉄筋コンクリート五階建て、二十五戸）を建設している。敷地内には、自立した高齢者向けのグループホームや身体障害者福祉作業所等の建設も計画しており、「福祉の里」を目指していく。

間伐推進員制度を導入

高知県 梶原町
 町は、環境に配慮した森づくりを推進するため、町森林組合と合同で間伐推進員制度を導入した。推進員は各集落一人ずつ、計五十二人を選出。国際規格である森林管理協議会認証制度や適正な間伐率の算出法などを学習し、町と森林組合の橋渡し役として活動する。

屋内温水プールが

長崎県 上五島町 オープン
 町では、町の中心部で整備していた多目的施設「アクアプール」がオープンした。屋内温水プールやトレーニング室、ダンススタジオ、リハビリ用の流水プールなどを備え、福祉施設としての役割も持たせているのが特徴。

カプセル Now & New

随 想

パストラルシティの実現を目指して



山梨県町村会長
とみ 豊 村 長
萩原 幸男

豊富村は、山梨県の中央、甲府盆地の南部に位置し、南アルプスや八ヶ岳の山々が一望できる絶好のロケーションを有しております。人口三六五五人、かつては養蚕日本一の「シルクの里」でありましたが、近年はトウモロコシや桃、スモモ等の果実の栽培が盛んな四季の美しい村です。

歴史的には、旧石器時代の原始文化の存在や有名無名の古墳が点在する歴史の土地であり、鎌倉時代の弓の名人「浅利与一義成公」の館跡があります。武田氏を経て徳川幕府直轄地となり、明治七年旧六ヶ村を合併し豊富村として発足。明治二十二年、右左口村が分村し現在に至っております。

豊富村を初めて訪れる方々にまず目に付くのがユニークな街路灯。これは、繭と桑の葉をモチーフに象った八十ワット二基の「まゆの灯」で、平成二年度から平成十四年度末までに三〇〇ヶ所設置され、案内板の併設で村のイメージアップが図られ先駆けとなりました。

村では環境と循環型社会に重点を置き、下水道整備として、農業集落排水事業を導入し、平成八年度全村完成いたしました。下水の汚泥を肥料化し、リサイクルすることにより、河川の水質は浄化され、一時は姿を消していた蛍が甦り、マスコミ

にも度々取り上げられ村内外の話題となつています。現在、下水道の普及率は九五・四％に達し県内トップの整備状況にあります。又、リサイクルについては、「とよとみクリーンセンター」で、汚泥を脱水・発酵乾燥させることにより含有されている窒素・リン酸などの養分を残しながら、発酵熱により病原菌・寄生虫・雑草の種子を死滅させ、肥料・土壌改良材「とよとみクリーン」ブランドで販売し実績をあげています。

更に本年度より新たに資源循環施設を整備し、村内五ヶ所の農業集落排水処理施設から発生する汚泥とともに、既設コンポスト施設発酵槽に生ゴミを投入。生ゴミの持つ有機成分を集排汚泥と融合することで肥料としてのバランスを向上させ肥料としての付加価値を高め、農産物の品質向上が期待されます。このことで、環境負荷の軽減が図られ将来に向け、資源環境型社会の形成と村民生活環境の向上を目指します。

独自ブランド肥料「とよとみグリーン」で栽培収穫される野菜や果実は、国道一四〇号線沿いの「道の駅とよとみ」で手作りハム等と共に直売され、新鮮・安心・リーズナブルな価格と開店前から行列が出来る程県内外のお客様に大変好評であります。最近特に、この「道の駅とよとみ」を都市と農村との交流の拠点と位置付け、「シルクの里公園」や郷土工芸体験ができる温泉宿泊施設「シルクふれんどりい」、一九〇インチハイビジョン映像で養蚕の貴重な

データが紹介される「郷土資料館」等の施設と合わせ平成十四年設立の運営会社「シルクの里振興公社」が、来村者に魅力ある企画を実施し、大変好評です。

情報化社会に向けて、「とよとみ「電子村」e・ビレッジ計画」では、全ての村民が、IT技術を活用出来る地域社会を目指し、公共施設間を光ファイバーで結び、全国自治体で初めてIP電話システムを導入しました。電子役場の実現や村民のIT化を推進する「e・ビレッジ」の構築を目指し、その具体的な施設として村内十一ヶ所の公共施設を光ファイバーで結んだ一〇Mbpsの地域イントラネット、及び一・五Mbpsのインターネット接続環境を構築いたしました。現在、運用を開始していますホームページもリニューアルし、役場への各種申請書類をダウンロードできるようにしたほか、ネット接続された中央公民館や小学校にLANの施設とともに端末四十台のPC教室を設けるなど村民向けサービスや教育面でもIT活用を図っています。

今後、村民の皆さんと共に、四期村長職の行政活動を通じ、豊かな自然を生かした快適な生活環境と最先端の情報基盤整備を進め、「活かし合い・高め合い・心豊かな村づくり」をスローガンに「パストラルシティ（田園都市）豊富」の実現を推進していきます。



豊富村の春

情 報

政策リーダー

政策リーダー

医療制度改革基本方針策定

高齢者医療制度

政府は三月二十八日、医療保険制度改革に関する基本方針『医療保険制度体系』については前号参照)を策定した。

高齢者医療制度では、基本的な考え方として、個人の自立を基本とした社会連帯による相互扶助の仕組みである社会保険方式の維持、老人保健制度及び退職者医療制度の廃止、医療保険給付費全体における公費割合の維持、世代間・保険者間の保険料負担の公平化(現役世代の負担の軽減)、制度運営に責任を有する主体の明確化、高齢者医療費の適正化等を掲げている。

具体的な方向として、七五歳以上の後期高齢者については、保険料、公費、国保及び被用者保険からの支援により構成される新制度に加入し、その保険者については地域を基盤とした生活実態や安定的な保険運営の確保、保険者の再編・統合の進展状況を考慮し、今後決めることとしている。

六五歳～七五歳未満の前期高齢者については、制度間の対象数偏在による医療費負担の不均衡を調整し、制度の安定性と公平性を確保するよう、新たな調整を導入することとしている。

また、高齢者については、医療と介護給付が適切かつ効率的に提供されるようにするとともに、自己負担の合算額が著しく高額になる場合の負担を軽減する仕組みを設けている。

家庭系パソコンのリサイクル制度決まる

環境省

環境省は、このほど「資源の有効な利用の促進に関する法律(昨年四月施行)の「指定再資源化製品」に、家庭から排出されるパソコン(以下「家庭系パソコン」)を対象製品に追加することを決定した。

事業系パソコンについては、すでに昨年四月から製造等事業者による自主回収及び再資源化の取り組みが求められているが、一方の家庭系パソコンについては、廃棄時の費用負担が定着していた事業系パソコンとは事情が異なるため、経済産業省と合同で検討を行い、十四年五月にその報告書がまとめられたところである。今般、製造等事業者による事前の準備の目的が立ったことから、以下のとおり決定、開始されることとなった。

この制度は、制度実施後、新規に販売されるパソコンについては、販売時に製品価格に含めてリサイクル費用を徴収し、当該製品が廃棄される際には無償で引き取る、制度実施以前に販売されたパソコン(既製品)については、リサイクル費用を廃棄時に徴収して引き取る。ただし、製造等事業者は、既製品の回収を促進するため、販売促進活動等を通じて積極的取り組みを行う、徴収したリサイクル費用は、企業ごとに、その自主性と責任の下で管理する。以上三項目の考え方に基づいて、製造等事業者が、自主回収及び再資源化を行うこととした。

今後、四月から九月にかけて制度概要の広報活動等を行い、十月一日から制度が開始されることになっている。

木材利用拡大アクションプログラム(骨子)を策定

農水省はこの程、木材利用拡大アクションプログラム(骨子)を策定した。昨年十二月に策定された「地球温暖化防止森林吸収源十九年対策」において木材の利用推進を重要な柱と位置付けたことから、対策推進のための具体的行動計画の一つとして決定したものである。

取組事項としては、道路関係施設、法面保護施設等の公共土木工事において間伐材等木材を利用した工事を積極的に推進する。公園施設等の補助事業施設について木造化、内装の木質化、木製品の導入等を積極的に推進する。農水省及び関係機関の施設について、更新及び新規導入に当たっては、木造化等を積極的に推進する。

その取組方法としては、重点的に利用を拡大する施設の種類等を特定した上で、木材利用拡大に係る自主的な目標を定める。各局庁は、の目標等を踏まえ、コスト縮減の観点にも留意しつつ、その事業内容を十分指導する。林野庁は需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備に努めるとともに、木材の耐久性など木造化に関する各種情報を関係機関に提供する。

なお、地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化防止森林吸収源十九年対策を踏まえ、当面、第一ステップとして平成十五年度、十六年度を対象として集中的な取組を行うこととしている。

くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、
喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は
多くの皆様にご利用いただいております。
静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による
上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

- 町村主催の各種行事に
- 自治大学校などの交友会に
- 職員旅行・家族旅行に
- 小・中学校の東京での行事参加に

やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

**土・日・祝日で宿泊は、
通常料金より20%割引でご利用いただけます。**
※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より	ツイン 18室 通常料金 16,000円より
シングル 6,800円より	ツイン 12,800円より



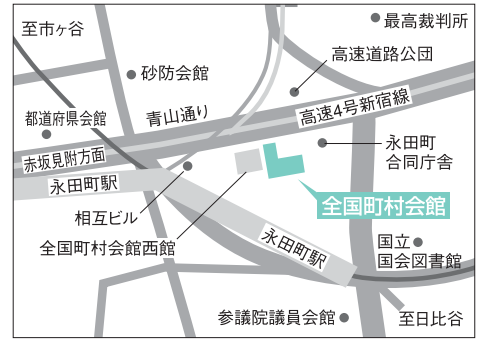
ご予約・お問い合わせは

シングル



都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。
※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



- 【交通案内】**
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 - タクシー 東京駅から約20分

- 東京観光地へのアクセスガイド**
- 東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 - 浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 - 東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 - 東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
 - 東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。